

年金受給者専用金利優遇定期預金 “徳得定期 100” の商品概要 1/2

★当金庫で公的年金を受取られているお客様か、または新たに年金お受取を開始されるお客様専用の定期預金です。

★“徳得定期 100”はスーパー定期 1 年物の毎日の店頭表示利率に 0.5%上乗せした利率でお預かりいたします。

項目	内容
名称または愛称	年金受給者専用金利優遇定期預金“徳得定期 100”
ご利用になれる方	当金庫で公的年金を受取られているお客様か、または新たに年金お受取を開始されるお客様
期間	スーパー定期 1 年もので、元金自動継続定期預金とします。但し、お預入の元金が 100 万円を超えない範囲で、元金自動継続定期預金および普通定期預金のお取扱いもできます。
預入方法等	① 預入方法:一括預入 ② 預入金額:100 円以上 100 万円以内 ③ 預入単位:1 円単位
払戻方法	満期日以後、利息とともに払戻します。
預入金利	① 適用利率: >固定金利となります。お預入日のスーパー定期 1 年ものの店頭表示利率に 0.5%上乗せした利率でお預かりします。 >自動継続時の利率は、継続日におけるスーパー定期 1 年ものの店頭表示利率に 0.5%上乗せした利率でお預かりし、満期日まで適用いたします。 ② 利払方法: >満期日以後、お支払いします。 >元金自動継続定期預金の場合は、ご契約時に指定された口座へ振込みます。 ③ 計算方法: >付利単位を 1 円、1 年を 365 日とする日割り計算で行います。 >普通定期預金における満期日以後の利率は、解約日または書替継続日における普通預金利率を適用します。
金利情報の入手方法	現在の金利については、店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口でご照会下さい。
税金	お利息について、20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります。(但し、マル優ご利用の場合は除きます)
復興特別所得税	※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。

年金受給者専用金利優遇定期預金

“徳得定期 100” の商品概要 2/2

項目	内容
復興特別所得税	マル優等ご利用の場合、この特別所得税はかかりません。
手数料	-----
付加できる特約事項等	<p>①マル優でのお取扱いができます。</p> <p>②自動継続扱いについては、「総合口座」の担保としてセットできます。なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乗せした利率となります。</p>
中途解約時のお取扱い	満期日前に解約される場合は、《別表》定期預金の中途解約利率表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに、元金をお支払いします。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9 時～17 時、電話：0969-24-1177）へお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 熊本県弁護士会紛争解決センター（9 時～17 時、電話：096-325-0913）で紛争の解決を図ることも可能です。 また、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話 03-3517-5825）へ直接お申出ください。 上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）へ直接お申出頂くことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。</p>
その他参考事項	<p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>* 当金庫に複数の預積金・口座をお取引頂いている場合は、それらの預積金元本を合計してお一人様 1,000 万円までとその利息が保護されます。</p>

※口座開設の際ご用意頂くもの

➢ご印章

➢ご本人の確認資料